

## 地方独立行政法人法の規定

| 条 文                           |     |                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第28条<br>(各事業年度に係る業務の実績に関する評価) | 第1項 | 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。                                                                                                                         |
|                               | 第2項 | 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。                                                                                     |
|                               | 第3項 | 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。                                                             |
|                               | 第4項 | 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。                                                                             |
|                               | 第5項 | 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。                                                                                                                                               |
| 第30条<br>(中期目標に係る業務の実績に関する評価)  | 第1項 | 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。                                                                                                                       |
|                               | 第2項 | 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。                                                                               |
|                               | 第3項 | 第二十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。                                                                                                                                                         |
| 第34条<br>(財務諸表等)               | 第1項 | 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。                                                      |
|                               | 第2項 | 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。第四項及び第九十九条第八号において同じ。）を付けなければならない。 |
|                               | 第3項 | 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。                                                                                                                               |
|                               | 第4項 | 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。                                                       |
| 第40条<br>(利益及び損失の処理等)          | 第1項 | 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。                                                                 |

|                                    |     |                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第40条<br>(利益及び損失の<br>処理等)           | 第2項 | 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。                                                                              |
|                                    | 第3項 | 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。                                                                 |
|                                    | 第4項 | 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。 |
|                                    | 第5項 | 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。                                                                                                                  |
|                                    | 第6項 | 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。                                                                                  |
|                                    | 第7項 | 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。                                                                                                                     |
| 第41条<br>(借入金<br>等)                 | 第1項 | 地方独立行政法人は、認可中期計画の第二十六条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。                                                  |
|                                    | 第2項 | 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。                                                            |
|                                    | 第3項 | 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。                                                                                                                                 |
|                                    | 第4項 | 設立団体の長は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。                                                                                                     |
|                                    | 第5項 | 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。                                                                                                            |
| 第44条<br>(財産の<br>処分等の<br>制限)        | 第1項 | 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。                                                                                                           |
|                                    | 第2項 | 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。                                                                                                            |
| 第79条<br>(認証評<br>価機関の<br>評価の活<br>用) |     | 評価委員会が公立大学法人について第三十条第一項（中期目標に係る業務の実績に関する評価）の評価を行うに当たっては、学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。                                                               |